

添付書類確認票

事業計画書（処分先一覧）

事業計画書（取扱事業所名簿）

従業員名簿、役員及び発行済株式の5%以上を保有する株主の名簿

受入証明書（搬入先証明書）

誓約書

他市町村一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている場合は、許可証の写し

産業廃棄物処理業の許可を得ている場合は、許可証の写し

定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人）、住民票の写し（個人）/

前回申請と変わらなければ誓約書

納税証明書（市税）

運搬車一覧及び自動車車検証の写し

（所有者が異なる場合は賃借契約書写し/レンタルの場合等）

運搬車両の写真

事業所の所有を証明する書類（土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契

約書写し）/ 前回申請と変わらなければ誓約書

事業所案内図及び付近見取り図

事業所敷地内配置図

事業所及び駐車場所の写真数枚

取扱料金額表及びその徴収方法について記載した書類又はその内容がわ

かる書類の写し

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

従業員名簿(社員名簿)

役 職	氏 名	住 所

収集運搬業務を行う者(責任者及び事務関係者を含む)を記入してください。他部門の業務に従事する者は記載不要。 総従業員数 人(うち収集運搬業務を行う者 人)

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

受入証明書

(搬入先証明書)

搬入者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

電話番号

上記の者が収集運搬して搬入する下記の廃棄物及び資源物について、当社にて受け入れております。

記

受け入れる一般廃棄物の種類

平成 年 月 日

受入者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

電話番号

誓約書

平成 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに施行規則等の規定に定められた事項を遵守し、誠実、公正はもとより、公共事業者として、市民に対して一切迷惑をかけないことを固く誓います。

万一法令に違反する行為を行った場合、又は、市の指導に従わなかった場合は、許可の取り消し等の処分を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 上田市一般廃棄物処理業業務にあたり、許可条件を遵守します。
- 2 一般廃棄物の収集運搬業務にあつては、常に従業員に対し、市民の信頼に応えるよう責任を持って指導監督します。
- 3 この業務の実施にあつては、顧客である市民への親切丁寧な対応を旨とし、市民に対して一切の迷惑をかけないように注意いたします。
- 4 収集運搬手数料の取扱い業務上の経費等については、全責任を持ち、万一損害が生じた場合といえども、市長には一切迷惑をかけません。

誓約書

平成 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

私(当社)は、上田市一般廃棄物収集運搬業の許可申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しないことを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第七條第五項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)、第三十二条の二第七項を除く。の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七條の四若しくは第十四條の三の二(第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四條第五項第二号二において同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)

ホ 第七條の四若しくは第十四條の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七條の二第三項(第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八條第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)

ヘ ホに規定する期間内に第七條の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八條第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

他市町村一般廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処理業の許可

青木村

東御市

長和町

坂城町

長野市

松本市

佐久市

千曲市

小諸市

産業廃棄物処理業の許可

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

誓 約 書

平成 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

個人にあっては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書、法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書については、前回提出したものと変更がないことを誓約します。

(住民票の写し、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人)の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。)

運搬車両の写真

申請者 _____

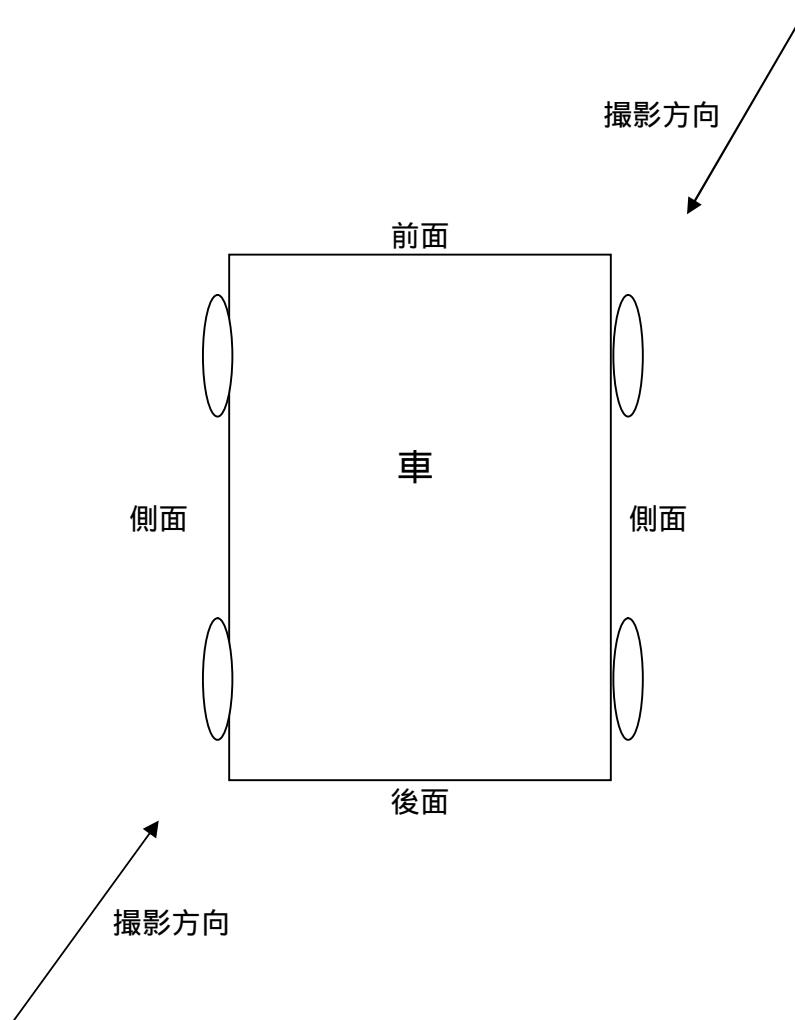
自動車 登録番号	
斜 め 前	
斜 め 後	

備考 一車両につき、斜め前方と斜め後方からの2枚。ナンバープレート、事業所名
等が鮮明に写っていること。写真はカラー、サービスサイズ

運搬車両写真撮影要領

運搬車両の写真を下記のように撮り、1車両につき2枚写真を提出してください。

斜めから、前面及び側面を写す。(ナンバープレート、事業所名が写っていること。)



斜めから、後面及び側面を写す。(ナンバープレート、事業所名が写っていること。)

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

誓 約 書

平成 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

事業所の所有を証明する書類(土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契約書写し)については、前回提出したものと変更がないことを誓約いたします。

(事業所の所有を証明する書類の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。)

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

事業所案内図及び付近見取り図

申請者 _____



(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

事業所敷地内配置図

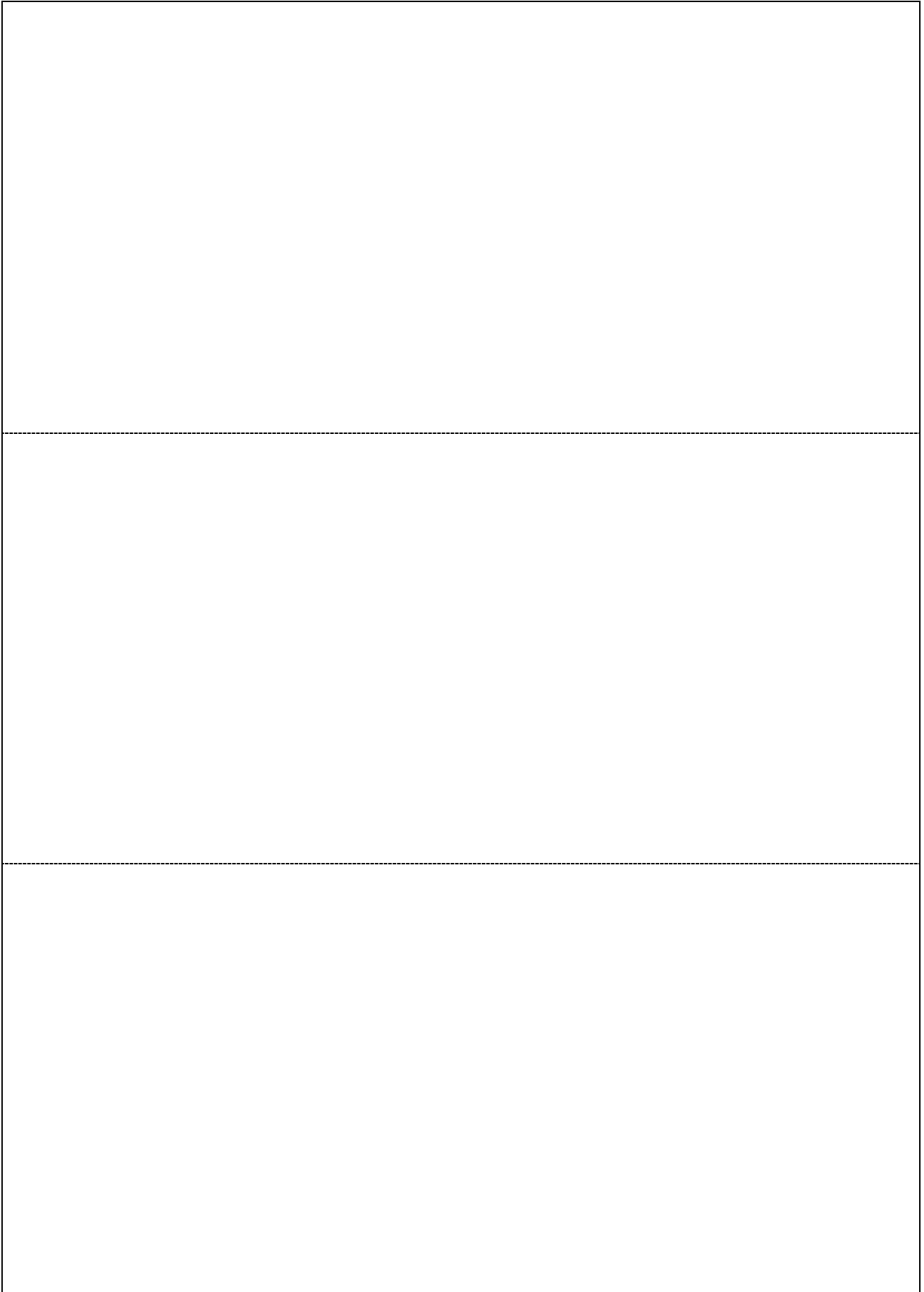
申請者 _____



敷地内平面図（建物・工作物配置図、駐車場位置等）

事業所及び駐車場所の写真

申請者



備考 写真の大きさはカラー、サービスサイズ(敷地内の様子がわかるもの)

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

取扱料金額表及び徴収方法

申請者

可燃ごみ及び不燃ごみ、資源物等の取扱料金額及び徴収方法は下記のとおりです。